

著作権に関するお知らせ

昭和46年に新著作権法が施行されてから、著作権と出版権に対する権利の保全が重視され、著作物からの引用・転載には、「出典明示の励行」と「事前許諾」が一段と強化されるようになった。

著作権法は、個々の許諾がなくとも利用者一般が他人の著作物を引用する権利を認めているが、「引用」は「公正な慣行に合致」するものであり、「報道、批評、研究その他引用上正当な範囲内で」行われるべきことを規定している（法第32条）。特にコピーに関係のある条項（日本書籍出版協会昭和60年4月20日発行「本のコピーと著作権」より抜粋）については以下のとおりである。

個人の場合……著作権法第30条は、「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内」であれば、著作物は自分で自由にコピーしてもよいと定めています。しかし、私的な範囲を越えて、コピーしたものを外部に頒布したり、コピー行為を他人に頼んだりしてはいけません。ところが、実際には、街にはコピー業者、コピー兼業の文具店、タバコ屋、書店が軒を並べ、お客が依頼したコピーを大量に行なっていますが、これは明らかに上に述べた「私的利用」の域を越えた侵害行為になると見なければなりません。

図書館の場合……著作権法第31条は、「利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分の複製物を一人につき一部提供」できると定め、この限りでは法定の図書館でのコピーも自由にできることになっていますが、これも利用の仕方、例えば一人で何回もコピーをとって一冊をまるごとコピーするような乱用を防ぐ方法はないでしょうし、さらに法定外の図書館でのコピーにはこの規定が及ばず著作権侵害になるという事情も考えなければなりません。

学校その他の教育機関の場合……著作権法第35条は、担任教師が「その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる」と規定し、さらに「著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利害を不当に害することとなる場合」は別であると一応の歯止めをかけていますが、これも現在のように各種学校や塾など多様な教育施設が生まれ、教育内容が細分化している現状では、この条文を適用できないケースが多くなっています。

官庁の場合……著作権法第42条は、裁判や立法・行政の目的のために「内部資料として必要と認められる場合には、その必要と認められる限度」において自由に複製することを認め、この場合にも「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」を除外していますが、これも解釈の如何によっては規定を逸脱する恐れがないとはいえません。

このように、個人的な使用、学校や官庁や図書館での使用の場合には、一定の限度で自由なコピーが認められているのですが、それらの外に目を転ずると、一般の企業や各種の団体については、現行法に例外規定がなく、コピーしてはいけないにもかかわらず、前者に劣らずおびただしいコピー利用が行なわれ、その方面ではたえず著作権侵害へと導く行為が公然・非公然に実行される結果となっています。これまでのところ、著作権者も出版者もこれを喰い止める有効な手だてを見出せませんでした。

何とかしなければなりません。法の定めたルールを超えて出版物のコピーをするときには、著作権者と出版者の権利を尊重して、公正でしかも低廉な対価（権利使用料）を支払った上で、それこそ公然かつ堂々とコピーできる——そのような社会的な仕組みを作り上げなければなりません。

以下に著作物の引用（転載）についての指針（東京・南江堂出版部による）を示す。

I. 著作物の引用

1. “引用”利用のできる場合

以下にあげる各条件をすべて充足している場合は、著作権法でいう“引用”の範囲にあり、原著者（出版社、学会など）の了解を得なくても自由に利用できます。

- 1) その著作物が既に公表されていること。
- 2) 引用しようとする文章、図・表の量が客観的にみて正当な範囲*であること。
- 3) 執筆上（自説の説明・展開、学説の批評などのため）その図・表、文章の原形のままの掲載が不可欠であること（著しい改変を加えず、ほとんどそのまま（原形を保持して）掲載すること。なお、改変利用の場合は、許諾を必要とします）。
- 4) 原著者の名誉や声望を害したり、原著者の意図に反した利用法をしないこと。たとえば、原著者が既に補足・訂正した学説などをことさら補足・訂正以前の形のまま引用し、あるいは引用して批評するなどのないこと。
- 5) 出所を明示すること（のちに詳述）。

〔付〕① 海外の著作物・公刊物などからの利用（翻訳を含む）も、上記の5条件を満たしていれば、自由に利用できます。

② なお、引用したい図・表などが、その数・量はわずかで“引用”の範囲にとどまる利用と思われるも、きわめて独創性の高いもの、あるいは多額の（製作）費用を要したと思われるものについては、予めそれらの発行元にご照会ください。

2. 原著者などの許諾が必要な場合

前記の各条件に一つでも合致しない場合には、著作権法上の“引用”——いわゆる自由利用——の範囲を超えることになります。原著者あるいは発行元と予め交渉して、利用の許諾を取得しなければなりません（著作権使用料の支払いを必要とする場合が普通です）。

一、二の例を挙げますと、

- ① 他の出版物から図・表などを集中的に、常識の範囲を超えて大量に利用するとき。
- ② 未公開資料、私信などその内容が一般に公表されていないものを利用するとき。

3. 自分自身の著作物を再使用の場合

既発表（投稿中を含む）の雑誌や著書（共著も含む）などからご自身関係分を再使用の場合、それらの発行元とどんな契約**が取り交わされているかがポイントになります。

* 量的に正当な範囲とはどのような範囲かは、個々の場合の判断であり、総括的に表示することは不可能です。結局、引用者の学問的良心に従うというほかないと考えられます。

** 書籍については出版契約書、雑誌などでは奥付相当頁の表示（いわゆる「刊記」）、または執筆依頼状・執筆要項などで確認できます。

ご執筆になる出版物が学術書の場合、新説、図・表などの優先権の表明、読者の便宜のために、(孫引きではなく)初出の文献の出典を明記して下さい。再使用の場合の注意は表のとおりです。表を知らなくても承諾の要・不要が判然としない場合は、当社の企画担当者に直接ご相談ください。

承諾の要・不要と照会先(自分自身の著作物を再使用する場合)

既発表著作物の態様	書籍の出版契約、雑誌などの執筆依頼状に特約事項*が		
	ある場合	はっきりしない場合	ない場合
雑誌 (単独執筆) (共同執筆)	発行元へ照会 代表筆者を通じ発行元へ照会		照会不要 代表筆者の合意が必要
書籍 (単独執筆) (共同執筆) (連名分担執筆)	発行元へ照会 共著者の合意を得て発行元へ照会 発行元へ照会		照会不要 共著者の合意が必要 照会不要

* (1)代表筆者と発行者の間に“出版権を設定する”旨の契約が成立している場合、(2)雑誌掲載後にその発行元から書籍として出版するなど特別な内約を含んだ依頼を受けて執筆した場合、などが考えられます(つまり雑誌掲載の著作でも、著作権の帰属に関して予め通知されて執筆した場合は、当該発行元に“転載”の承諾を求めなければならないわけです)。

4. 著しい加工を施した場合

- ① 利用する図・表などに相当の労作を加えた結果、もはや単なる引用・転載とはいいがたく、しかも“原図”とも主張しがたい場合、[……………より改写]などと、‘ことわり’を入れる。
- ② 二つ以上の著作物を利用し、複合した場合、そこに critical review としての十分なオリジナリティが発生している場合は[原図]の新クレジットを付記するか、あるいは[……………と……………とより複合]のようなクレジットを付記します。
- ③ 上記いずれの場合も、承諾の要・不要については1, 2, 3項に準じます。

5. 出所明示の要件

- 1) 出所の表示：編さんしようとする当該出版物の文献列举基準によりますが、書誌的事項はおおむね下記のとおりです。なお、欧米書籍等からの引用・転載の場合には、その出版社から引用(転載)承認の条件として出所明示の“列举事項”を指定されることもあります。

雑誌論文などからの引用

著者名：題名。雑誌名，巻(号)：頁(図・表の場合は「所載」頁)，発行年。

書籍などからの引用・転載

著者名：論文名。書名(編集者名)，巻(冊)，版数，頁，発行年，発行所，発行地。

- 2) 出所明示の位置

- ① 文章の引用(転載)の場合：前後を1行アキとしたり，この部分を「 」や『 』で囲ったり，段落を改めたりすることによって引用部分と本文が混同しないようにし，その末尾に出所を付記する。

② 図・表などの引用の場合：引用（転載）しようとする図・表になるべく近接した所にその都度付記し、前後を括弧〔 〕などでくる。

3) “出典”が、本文引用文献列挙同様に文献ナンバーの添記（たとえば上ツキ活字による整理番号略式表記など）が許容されるのは、官公庁出版物、学協会誌ぐらいの範囲です。商業誌や書籍などからの引用には、お手数でも上記2) 項の励行をお願いいたします。

6. その他

海外の書籍・雑誌の奥付相当頁（多くは扉裏、または雑誌の opening leaf）に、下記のような“著作権表示”がしばしば見受けられます。原報所誌風の学術雑誌（編集権が学・協会に属し、発行権が出版社に在るもの）でも、事前の申し出による許諾照会を転載承認の前提条件としている発行媒体が多くなっております。「専門誌だから、いちいちの照会は省いてもいい」とは一該にいえなわけです。これらの表示の見られるものからは、“出典明示”に加えて“転載承認”も明記して利用できるよう、著者と出版社が事前に十分連絡をとり合うことが望ましいと思われます。

This work is subject to copyright. All rights are reserved, whether the whole or part of the material is concerned, specifically those of translation, reprinting, re-use of illustrations, broadcasting, reproduction by photocopying, machine or similar means, and storage in data banks. Under §54 of the German Copyright Law where copies are made for other than private use, a fee is payable to the publisher, the amount to the fee to be determined by agreement with the publisher. © by Springer-Verlag Berlin-Heidelberg 1972.

All rights reserved

No part of this publication may be reproduced, store in a retrieval system, or transmitted in any form or by any means—electronic, mechanical, photocopying, recording or otherwise—without the prior permission of the Copyright Owner and the Publisher. The request should be addressed to the Publisher in the first instance.

翻訳書から図・表を転載する場合、転載利用の許諾は多くの場合、原著者またはオリジナル出版社に照会しなければならぬことも、知っておきたいことの一つです。

総じて“無断使用”が原因で後日ゴタつきが起きないように、原稿準備の段階で予め十分な手配をすませておいていただきたい次第です。筆者・著者としての本質的な作業の一つとご理解くださいますよう重ねてお願いいたします。

許諾を求める手紙のひながた

自分の所属大学名
住所

相手の氏(社)名
住所

(Date)

Dear Sir (s):

I am now preparing {^{a book}
an article} entitled 自分の書名 / 論文題目

This will appear in {the Japanese language and will be}
(誌 名) published by 日本の出版社名。

In this {^{book}
article}, I would like to reproduce/ (and) quote some illustration(s), /table(s)
(and) /passage(s) from your book/article, 相手の書名 / 論文名 published by
外国の出版社名 。

I sincerely ask for your permission for this reproduction/quotation. The credit will be given properly (./, and upon publication I will send you a copy.)

I hope to hear from you soon.

With best wishes, (I remain.)

Yours very truly,

自 署

(地位)

ご著作一部転載利用のお願い

(前文)

現在、私は「(出版社名)」より出版の予定で(または発行の「(誌名)」に掲載すべく)「(書名)」と題する著作を執筆中でございます。執筆中に貴下のご著作から下記のように転載したい個所が生じてまいりました。ご了承を戴ければ執筆上大変有り難く存じお願いに及ぶ次第です。

貴下のご著作の題名

転載したい個所

執筆(掲載)に際しては、貴下のお名前、ご著作の題名(掲載雑誌名、巻号)、出版社名、発行年など、出所は慣行により明示いたします。

何分のご返事賜わらば幸甚に存じます。

(後文)

Ⅱ. 複写・複製

＜複製とは＞

著作権法上“複製”とは、著作物を「印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により、有形的に再生すること」をいいます。この項で複製という場合、われわれの念頭にあるのは、複写機によるコピー（reprographic reproduction）です。

＜複写が自由にできる場合＞

次に掲げる場合は、私的使用または公正使用の範囲にあるものとして、著作者（出版社・学会など）の了解を得なくても、自由に複製できます。

- ① 個人的にまたは家庭内その他これに準ずる限られた範囲内で使用する場合で、使う人が自ら複製する場合。
- ② 調査研究のため、公共図書館等著作権施行令で認められた施設に依頼して、公表された著作物の一部分（雑誌論文はバックナンバーも入手しがたいほど古いものならその論文全部でもよい）を一人につき一部提供してもらう場合。
- ③ 学校その他の教育機関（営利を目的としないところ）で、教育を担当する者が、授業に使うために必要な部数を複製する場合（この場合、著作権者・出版権者の利益を不当に害しないこと）。

＜複写が自由にできない場合＞

上記①～③の制限的事項に背反すると、私的使用、公正使用ではなく、著作者の同意を得ていなければ、著作権の侵害とみなされます。たとえば、①の場合で

- 1) 企業など、何らかの組織の一員が、その業務に関して行う複製
- 2) 複製された著作物を使う範囲が限られておらず（閉鎖グループでない）、単なる友人同士である時など
- 3) 自分で複製をしないで（秘書を使うのは構いませんが）、コピー業者に委託することなどはいずれも著作権侵害となります。

なお、医師、弁護士などがその職業上の必要のために行う複製は、個人的である点で私的使用ともいえますが、職業上の利用に供する点で必ずしも私的使用という趣旨に合致していないとする考えもあります（著作権審議会第4小委員会報告、昭和51年9月 文化庁）。

②の場合、念のため付け加えますと、一冊の本全部はもちろんですが、半分以上とか一冊の雑誌全部とかの複写は違法です。

③の場合では

- 1) 予備校、会社設立の研究施設などは営利を目的とするものとして除く
- 2) 配布対象は最大限、担当クラスまで
- 3) 複製物を市販に類する形、あるいは永久に耐えるような形にしてはいけないとされています。

（南江堂出版部による）